5　法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～六　略］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項に規定する認定を受けている会社 ［八・九　略］ ［6～13　略］	5　［同上］ ［一～六　同上］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項に規定する認定を受けている会社 ［八・九　同上］ ［6～13　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（保険業法施行規則の一部改正）

第四条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第五十六条**　［略］ ［2～4　略］ 5　法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～九　略］ 十　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項（事業再編計画の認定）の認定を受けている会社	（専門子会社の業務等） **第五十六条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ ［一～九　同上］ 十　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項（事業再編計画の認定）又は第二十五条第一項（特別事業再編計画の認定）の認定を受けている会社

十一　［略］
［6～11　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・厚生労働省令第八号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年八月二日

内閣総理大臣　菅　　義偉
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［略］ ［2～6　略］ 7　法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～六　略］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項に規定する認定を受けている会社 ［八・九　略］ ［8～15　略］	（金庫の子会社の範囲等） **第四十五条**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］ ［一～六　同上］ 七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項に規定する認定を受けている会社 ［八・九　同上］ ［8～15　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。